

南ネーデルラント『市外市民』制に関する一考察

藤井, 美男

<https://doi.org/10.15017/2920653>

出版情報：経済論究. 61, pp.145-172, 1985-03-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



南ネーデルラント『市外市民』 制に関する一考察

藤 井 美 男

目 次

はじめに

I ベルギーにおける市外市民制の研究史と史料刊行

II 市外市民制の起源と推移

III 市外市民の地理的分布と社会的出自

IV 市外市民の義務と特権

(1) 義務

(2) 特権

V 市外市民をめぐる対立

おわりに

はじめに

南ネーデルラントでは、中世盛期以降顕著な都市的発展が見られたことは周知の通りである。ところで、こうした諸都市の市民の中で、近隣農村あるいは遠隔地に居住・長期滞在するという、一見特殊な市民の存在が注目される。彼らは、仏語で *bourgeois forain*、蘭語で *buitenpoorter*, *paalburger*, *landpoorter* 等々同時代人によって、《市内に居住しない市民》を意味する⁽¹⁾ 多様な名称が与えられていた⁽²⁾。

従来西欧中世経済史研究においては、都市は農村とは全く異質な世界を形成していたとされ、市民も主として市壁内に居住しつつ、封建的束縛から解放された自由と特権を享受するものと考えられてきた。しかし最近では、西欧中世

における都市と農村とを質的に峻別する以上のような理解に対し、批判が呈示されるとともに、都市と農村との統一的把握を通じて、むしろ封建社会における両者の関係の親近性が前面に押し出されてきているのである⁽³⁾。

後述するように、南ネーデルラントでは相当に発達した市外市民制が確認されるのであるが、それは、こうした都市・農村関係の新たな方向での研究において、格好の素材となるように思われる。今までのところ、我国では市外市民制の研究は、ほとんど行なわれておらず、唯ドイツに関する瀬原義生氏の論文(瀬原[42])を挙げるのみである。それによれば、ドイツ中世都市では13世紀初頭から、Pfalbürger と呼ばれる市外市民が存在していた。しかし、市民権を得た農民たちの特権の主張・乱用が、領主層の利害と衝突したため、この制度は領主及び皇帝から抑圧を受けることとなった。そして、こうした政策に抵抗する都市は、領主層との対立を深めてゆく。このような状況は、1388年の都市戦争へと導いたが、都市側の敗北とその政治的覇権の喪失により、市外市民も次第に消滅していった、というのである。

ドイツにおいても、市外市民制の研究が必ずしも十分に行なわれているとはいえない⁽⁴⁾ が、最近では、H. J. ドムスタが1973年の研究(Domsta[13])において、ケルン Außenbürger を都市の対外政策との関連で取り上げたのが注目される。そこでは、周辺諸領主の Außenbürger 化が、都市ケルンと領主層とのケルン大司教に対抗する政治的・軍治的同盟の重要な横杆となったとして、瀬原氏の強調点である市外市民制と領主層との対立的側面よりは、むしろ両者の相互依存関係に重点が置かれ、しかも市外市民制は13世紀後半から16世紀中葉まで、一貫して存続したとされているのである。

本稿は、こうしたドイツ市外市民制との比較を念頭に置きつつ、フランドル、ブラバント、エノーという南ネーデルラントの主要な3地域において認められる市外市民制の特質を明らかにし、それを通じて、西欧中世における都市・農村関係の究明の手掛りを求めようとする試みである。

注

- (1) 唯ブリュッヘでは、hagepoorter が単に都市のごく近郊に住む市民、buitenpoorter がより遠隔地に住む市民、とふたつの用語に厳密な区別がなされていた。Schou-

teet[26], pp. VII-VIII.

- (2) Verbeemen[35], pp. 81. なお以下では、これらを一括して市外市民と呼び、都市内に居住する市民を市内市民として区別する。市民権の獲得には、1年と1日市内居住すること、世襲、市民との通婚、都市領主による贈与等の方法があったが、市外市民権は農村居住者あるいは市外在住を欲する市内市民が、都市当局及び都市領主に一定金額を納めるという方法で取得された。詳しくは本文第IV節参照。また市民権獲得の方法については、De Bruyne[9] pp. 21-9; Castelain[6] pp. 137-44を見よ。
- (3) こうした方向を示す最近の研究として、平城[39]; 田北[43]; 同[44]を挙げておく。特に後者[44]は、本稿の主題である市外市民についても、デュレン郊外市との関連で言及している。
- (4) 田北[44] p. 144, n.(1)の指摘を見よ。

I ベルギーにおける市外市民制の研究史と史料刊行

市外市民制に直接言及した最初の論文は、既に19世紀末に J. I. フェン・ドールニクによって発表されており (Van Doornink[28]), 第2次大戦以前にも F. プリムス (Prims[24]), E. ウイ (Huys[21]) 等による研究が行なわれていた。しかし、この問題の本格的な研究は、1940年の L. ヴェリーストのアント市外市民制に関する画期的な論文 (Verriest[38]) をもって始まり、戦後から1960年代にかけて続々と諸地域の市外市民制に関する業績が発表された。その中でも、ヴェリーストの研究を踏まえ、エノー伯領の市外市民制を全体的に扱った M. ブリュヴィエ (Bruwier[4]), ブリュッセルに関する P. ボナンファン (Bonenfant[3]) 及び P. ゴダン (Goding[15]), ブリュッヘでの実態を明らかにした A. スハウテート (Schouteet[26]) の諸論文が注目される。これに加えて J. フルベーマンの一連の研究 (Verbeemen[32]-[36]), とりわけ1957年の論文 ([35]) は、全ネーデルラントの市外市民制を視野に収めた上で、地域毎にも詳細に論じており、最も包括的な業績となっている。

以上の研究の基礎となった史料は、市外市民登録簿などこの制度を直接に示してくれる若干の事例を除き、かなり散在的である。例えば P. ゴダンの研究では、参事会による法令及び実務の記録、ブラバント公役人の会計簿、教会建立時の都市当局による課税簿、都市会計簿、市外市民が当事者となった係争に

関する法的文書などが挙げられる⁽¹⁾。しかし全体として、手掛りの多くは市民登録簿の記載事項から得られている。

こうした史料上の制約を克服するため、先に示した諸研究では、諸史料の処理・再構成を通じて、市外市民に関するリストの刊行につとめており、それが目的となっている論文も少なくない⁽²⁾。この意味で典型的なのが、A. スハウテートのブリュッヘ市外市民のリスト刊行であろう。ブリュッヘでは、市内市民が市外市民権を取得する際に、当人の氏名、市内市民権取得の日付・方法、父・母の名、市外居住地名などの事項が当局によって克明に記録されていたが、そのうち16世紀中葉から18世紀後半にかけての記録が残されているのである。スハウテートは、この記録から得られる市外市民の氏名をアルファベット順に整理した上で、若干の考察を加えている⁽³⁾。他に、ヘラーズベルヘン市外市民について、14世紀から18世紀まで地名ごとに網羅したコルネリスの膨大なリスト (Cornelis〔7〕) もある。

A. スハウテートは、市内市民及び市外市民のリスト作成の重要性を、それが歴史学、社会学、経済学、人口学、系譜学において果たす役割という観点から強調している⁽⁴⁾。しかしこうした貴重な提言にもかかわらず、少なくとも歴史学においては、これらのリストの積極的活用はこれまで行なわれていないように思われる。

注

(1) Godding〔15〕 pp. 2-3.

(2) 例えば、Bonenfant〔3〕; Schouteet〔26〕; Cornelis〔7〕; Decroix〔10〕を見よ。

(3) Schouteet〔26〕 pp. I-XXV.

(4) Id.〔26〕 p. VI.

II 市外市民制の起源と推移

市外市民の史料における初出は、エノー伯ボードワンVの1195年の市外市民制禁止令においてである。その後再び言及されるのは、13世紀末同伯ジャン・ダヴェヌの禁令の中であるが⁽¹⁾、それ以降エノー市外市民制は14—5世紀を通

じて展開し、我々が問題とする地域では、最も早い発展を遂げることになる。

こうしたエノー市外市民制のひとつの特徴は、それがアト、ブシャン、バヴェ、ル・ケノワの主要4都市に集中していたことである。このことは、フランス王権の強い影響下にあったエノー伯が、これら諸都市に特権を与え、都市支配を通じて、エノー全域の中央集権化を策したことと密接に結びついていた⁽²⁾。従って、都市の特権を享受し得る者が市内市民及び市外市民であるにもかかわらず、エノーでは、都市のではなく伯の市外市民という観念が強く持たれていた。

これと関連したもうひとつの特徴は、度重なる伯の禁止令にもかかわらず、エノー市外市民制は存続あるいは発展さえしていることである。14—5世紀を通じて数多く発布された禁令は、主として市外市民によって被害を受けた聖・俗領主層⁽³⁾の要請に基くものであった。しかしエノー伯と市外市民制とが先に述べた関係にあった以上、伯側が市外市民に対して決定的な政策をとる筈もなかった⁽⁴⁾。このことは1350年代に最も印象的に現われている。即ち、女伯マルグリートは、市外市民に対する諸領主の苦情を受け入れ、1346年に同制度の廃止令を出した。そしてこれにより、その後1355年までのアト市外市民の加入数が年10人程度となっていた。しかし、1356年ギョームⅢの即位の後、その数は一挙に500人を越え、しかも1358年に同伯は、1346年の廃止令とは相反する次のような布告を行なっている。即ち、エノー伯たる先祖が代々維持してきたアト、ル・ケノワ及びその他のエノー都市での市外市民制を、まさにそれが長きに亘って維持されてきたことを根拠として、同じ仕方でも存続させるというのである⁽⁵⁾。そして、伯の支持政策を反映して、1357—8年にはアト市外市民の加入数が、14—5世紀中最高の数値を示している(図表(I)参照)。しかしながら、上記4都市のうち、ブシャン、バヴェ、ル・ケノワの市外市民数

図表(I) 14世紀アト市外市民の加入数

年次	人数	年次	人数
1352/3	12	1358/9	231
1353/4	8	1359/60	99
1354/5	4	1360/1	58
1355/6	8	1361/2	136
1356/7	599以下	1362/3	44
1357/8	623	1363/4	15

Verriest[38] pp. 231-3 より作成。

は、15世紀中葉以降急速に減少する(図表Ⅲ参照)。唯アトの市外市民のみが、16世紀を通じて存続し、17世紀後半までもその痕跡を止めるのである⁽⁶⁾。

エノーに比較し、ブラバントで市外市民が史料に見出されるのは遅く、14世紀になってからであ

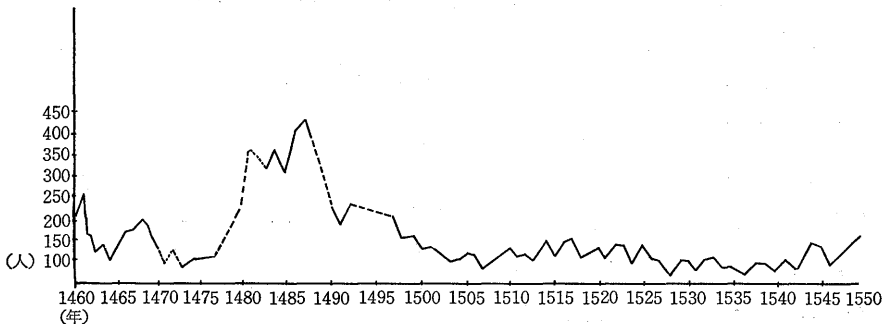
る。まずブリュッセルでは、市外市民と思われる資格で、2人の貴族が1339年に参事会登録簿に記録され⁽⁷⁾、またアントウェルペンでは1347年に初めて17人の市外市民が都市当局によって登録されている⁽⁸⁾。こうした事実からすると、ブラバントでは遅くとも14世紀初めには市外市民制が成立していたと推定される。しかもエノーと同様、それは14世紀後半以降ブリュッセル、アントウェルペン、レウヴェンといった大都市及びヴィルヴォールド、メルフテム、リエール、ベルヘン・オブ・ゾームなどの小都市において発展してゆく⁽⁹⁾。ここでは前記3大都市の市外市民の動向に限定して考察しよう。ブリュッセルでは、1356年には200人程の市外市民が確認されるに過ぎなかった⁽¹⁰⁾が、1377年に市内居住義務が貨幣納に変わるや⁽¹¹⁾、その数は急激に増加し、1460年のフィリップ善公の介入により一時減少したものの、図表Ⅲに示されるように、15世紀を通じて大きく発展したのであった⁽¹²⁾。

図表(Ⅱ) 14—5世紀ブジャン市外市民の数

年 次	人 数	年 次	人 数
1363~72	1,084	1413~22	547
1373~82	608	1423~32	475
1383~92	316	1433~42	212
1393~1402	338	1443~52	146
1403~12	511	1453~58	35

Bruwier[4] pp.917-20 より作成。

図表(Ⅲ) ブリュッセル市外市民加入数の変遷 Godding[15] p.31 より転載。



アントウェルペンでは、1390年以降の市民登録簿で既に市内市民と市外市民とが区別されているが、1434年からは更に両者が異なった名簿に登録されるようになる。そこで、1390年以降の市民登録簿を総て利用して市外市民を算出⁽¹³⁾すると、15世紀末までについて、図表(IV)に見られるようになりにかなり大きな数が得られる。アントウェルペン市外市民制の絶頂は15世紀前半で、16世紀に至ると大きく衰退し、16世紀中葉以降は、

図表(IV) 15—18世紀アントウェルペン市外市民数

年次	人数	年次	人数
1390~99	82	1625~34	64
1400~1409	73	1635~44	52
1410~19	624	1645~54	53
1420~29	963	1655~64	62
1430~33	678	1665~74	50
1434~43	506	1675~84	41
—	—	1685~94	28
1463/4~72/3	176	1695~1704	21
1473/4~82/3	484	1705~14	15
1483/4~92/3	560	1715~24	16
1493/4~1502/3	106	1725~34	9
1503/4~1512/3	128	1735~44	6
1533/4~1543	33	1745~54	1
—	—	1755~64	3
1595~1604	31	1765~75	2
1605~14	45	1775~84	4
1615~24	93	—	—

Verbeemen(35) p. 204 より作成。

後に述べるように、市内市民の市外市民化を通じて変容を遂げ、存続してゆくことになる。

レウヴェンについてはまず、ブラバント公家人層の後裔で、都市を寡頭的に支配していた都市貴族層 St. Pietermannen⁽¹⁴⁾の一部の市外市民化 buiten St. Pietermannen を指摘できる。彼らは多くはなかったが(図表(V)参照)、公権を背景として都市外に広く居住していた⁽¹⁵⁾。その他の市外市民については、15世紀以前は市民登録簿で市内市民との区別が行な

図表(V)

レウヴェン市外居住 St. Pieterman 数

年次	人数	年次	人数
1415~16	4	1525~26	3
1425~26	6	1535~36	2
1435~36	4	1545~46	8
1445~46	6	1555~56	2
1455~56	11	1565~66	4
1465~66	2	1575~76	4
1475~76	0	1585~86	1
1485~86	8	1592~96	2
1495~96	9	1604~08	5
1505~06	5	1615~21	9
1515~16	28	1625~26	0

Van Uytven(30) p. 47 より作成。

われていないため、その詳細な動向は不明である。しかし、14世紀後半にいったん減少を見た後、15世紀前半以降図表(VI)に見られるような規模の変遷を示し、レウヴェン市外市民は16世紀20年代まで発展を続けたことが明らかにされている⁽¹⁶⁾。

図表(VI) レウヴェン市外市民加入数

年 次	人 数	年 次	人 数
1423~29	185	1500~09	166
1430~39	435	1510~19	217
1440~49	355	1520~29	140
1450~59	380	1530~39	60
1460~69	98	1540~49	50
1470~79	78	1550~59	30
1480~89	509	1560~69	6
1490~99	403	1570~79	11

Van Uytven[30] p.56 より作成。

フランドル市外市民制の起源はブラバント同様13世紀末から14世

紀初めであると考えられる⁽¹⁷⁾。だが、14世紀以降市外市民制を備えた都市数及び市外市民の総数は、前記2領邦のそれらをはるかに上回っていた。フランドルではおよそ20都市が市外市民制を備え、その主たる都市としてヘント、ブリュッヘ、コルトレイクが挙げられるが、他にアールストが1555—9年に2,000人以上、ヘラーズベルヘンも1595—9年に1,000人前後の市外市民を擁しており⁽¹⁸⁾、エノー、ブラバント諸都市に比し、それは決して小さな規模ではなかった。これらフランドル諸都市の市外市民制は、ヘントを除き、ほとんどが18世末まで存続している⁽¹⁹⁾が、以下では前記3都市を中心に論を進めたいと思う⁽²⁰⁾。

まずヘントでは、1432年に約5,000人の市外市民が確認されている⁽²¹⁾。その後同市の市民簿によると、1477—8年と1480—1年の合計が1,689人、1487—92年が504人とその数は減少している。しかし、ヘント市外市民の最大の特徴は、それを梃子とした都市権拡張策であろう。事実1432年の時点での5,000人の市外市民は、ヘント軍事力の大きな支柱となっていた⁽²²⁾。しかし、こうした軍事力を背景とした1539年の内乱⁽²³⁾をきっかけに、ヘント市外市民制は皇帝によって禁止され、それ以降消滅してしまうのである⁽²⁴⁾。

ブリュッヘ市外市民は、14世紀前半までにかかなりの発展を示していたと考えられ⁽²⁵⁾、しかもA.スハウテートによれば、1430年にはその登録簿が存在したことは確実とされているのであるが⁽²⁶⁾、現在その規模について明瞭な手掛り

を得られるのは、1548年から1788年にかけての市外市民簿によってのみである。しかもこれらは、市内市民による市外市民権取得時の登録簿であるため、それ以外のブリュッヘ市外市民について、詳細が全く不明であることに注意する必要がある⁽²⁷⁾。この市民簿から捉えられる市外市民加入数は図表(Ⅶ)の通りである。一見して明らかのように、16世紀中葉以降時代が下るにつれて、その数は減少

図表(Ⅶ)
16—18世紀ブリュッヘ市外市民加入数

年次	人数	年次	人数
1548~57	986	1668~77	74
1558~67	760	1678~87	76
1568~77	558	1688~97	81
1578~87	308	1698~1707	65
1588~97	354	1708~17	70
1598~1607	222	1718~27	25
1608~17	231	1728~37	14
1618~27	142	1738~47	13
1628~37	145	1748~57	34
1638~47	104	1758~67	51
1648~57	106	1768~77	14
1658~67	100	1778~88	15

Schouteet[26] pp. 209-13 より作成。

し、特に18世紀に至ってそれが著しい。従って、年代を遡って類推すれば、14—15世紀ブリュッヘの市外市民制は、その年平均加入数が100人を越える程の規模であったことも十分に考えられるのである。

コルトレイク市外市民数は、南ネーデルラント中最大規模を誇る。その具体的な数が初めて把握できるのは、市内居住義務が貨幣納に代えられる1398年である⁽²⁸⁾が、この時既に7,753人を数え、1432年ヘントの5,000人を大きく上回っていた。16世紀にはその数は飛躍的に増加し、10,000人を超える場合も認められる。だがヘントとともに1539年の内乱に加担したかどで、皇帝から介入を受けたため、この時期若干減少している。しかしながら、ヘントの場合と異なって決定的な消滅を免れ、市外市民となる者に君主へ年3パタールの支払い義務が新たに課されることで、同制度は維持され⁽²⁹⁾、コルトレイク市外市民制は常に数千人の規模をもって、18世紀末まで存続したのであった(図表(Ⅷ)参照)。

このように南ネーデルラントでは、市外市民制が中世末から近世にかけて広く存在していた。ところで本稿では、ある程度以上の規模で市外市民を持っていた都市をもれなく取り上げているが、これらの都市領主は総て領邦君主であ

図表(VIII) コルトレイク市外市民数の変遷 Verbeemen[35] pp.98-9 より作成。



った。従って、都市共同体と領邦君主との間に一定の対立関係がある場合でも、市外市民制の展開は、都市領主としての領邦君主の勢力の増大を促進することになった筈である。

このことは、たとえ農村領主と市外市民を擁す都市との間に軋轢が生じようと、領邦君主が、自己の勢力のもう一方の基礎となっている領主層の意向を、そのまま対都市政策に持込み得ないことを意味している。従ってヘントの事例からも分かるように、領邦君主が断固たる禁止策を採らない限りは、市外市民制の完全な撤廃はあり得なかった。

南ネーデルラント市外市民制は、都市、領邦君主及び農村領主層のこうした絡み合いの中で推移していたのである。

注

- (1) Bruwier[4] p. 906.
- (2) Verriest[38] pp. 207-9. なお我国でのエノー伯のこうした政策に言及した研究として、斎藤[40]; 同[41]を挙げておく。

- (3) 領主と市外市民制との対立については、第V節参照。
- (4) エノー伯の朝令暮改的諸政策については、Bruwier〔4〕 pp. 906-7 を見よ。
- (5) Devillers〔11〕, p. 42.
- (6) Verriest〔38〕 p. 234.
- (7) Godding〔15〕 p. 3.
- (8) Verbeemen〔36〕 p. 45.
- (9) Bonenfant〔3〕 pp. 311-2; Verbeemen〔35〕 pp. 205-6.
- (10) Bonenfant〔3〕 p. 344.
- (11) 詳しくは第IV節参照。
- (12) 殊に1480—1500年の新加入市民5,000人中、約1,000人が市外市民だったとされている。Godding〔15〕 p. 29.
- (13) 両者が一括して記されている市民簿から、市外市民を特定する方法は、第III節参照。
- (14) Van Uytven〔31〕 pp. 217-24.
- (15) Id.〔30〕 pp. 45-6.
- (16) Id.,〔30〕 p. 56; Verbeemen〔35〕 pp. 202-3; Bonenfant〔3〕 pp. 312-3.
- (17) ヘントでは、1297年の伯の特許状において市外市民の言及がなされ (Nicholas〔22〕 pp. 110-1)、ブリュッヘには、1318年の市外市民の市内居住義務に関する周辺農村との協定があり (Id.〔22〕 p. 246)、コルトレイクについては、その特権を確認した1324年の伯の文書で市外市民への言及がなされている (Huys〔21〕 p. 3)。
- (18) Verbeemen〔35〕 p. 192.
- (19) Id.〔35〕 pp. 191-202.
- (20) なお、中世フランドルの3大都市のひとつイーブルでは、市外市民制は存在したものの、都市によって常にそれは抑止される政策がとられ、大きな発展を見ることがなかった (Nicholas〔22〕 p. 244)。従ってその実証的研究もなく、ここでは取り上げることができない。
- (21) Fris〔14〕 p. 99.
- (22) Verbeemen〔35〕 p. 85 を見よ。
- (23) Craeybeckx〔8〕; Blockmans〔2〕 参照。
- (24) Verbeemen〔35〕 p. 88.
- (25) Van Houtte〔29〕 pp. 293-4. また1323—8年の内乱の主導者が市外市民であったこと、1329年の伯文書での市外市民への言及など、それを示す史料が若干残されている。Nicholas〔22〕 p. 246.
- (26) Schouteet〔26〕 p. XXI.
- (27) Nicholas〔22〕 p. 247 は、14世紀末にはコルトレイク大管区にブリュッヘ市外市民が100人以上在住していることから、ブリュッヘ近隣農村ではその数倍の市外市民が存在したに違いない、という。
- (28) 第IV節参照。

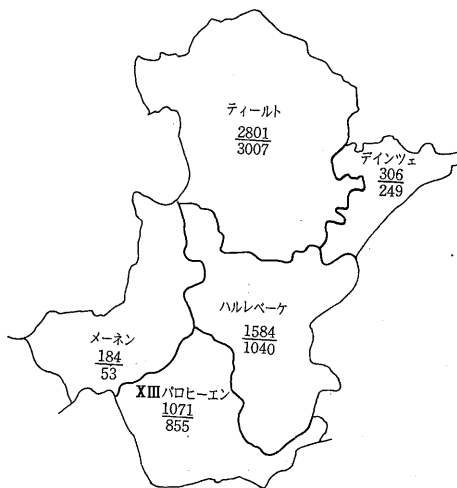
(29) Huys(21) pp. 29-32.

Ⅲ 市外市民の地理的分布と社会的出自

南ネーデルラント諸都市の市外市民の地理的分布は、大きく2つに分類できる。その第1は、都市の所属する大管区の中に存在する場合、第2は、大管区の枠を越えて領邦全域あるいはそれすらも越えた場所に見い出される場合である。フランドル及びブラバントの大部分の都市の市外市民制は、その規模は別として、第1の型に属す。その典型はコルトレイクであり、大規模な市外市民制を展開したにもかかわらず、大管区外に居住する市外市民の事例は極めて稀である⁽¹⁾。その市外市民は総て、大管区中の5つの小管区、ティールト、メーネン、ハーレルベーク、デインツェ、XIIIパロヒーエンに分散していた。(地図I参照)

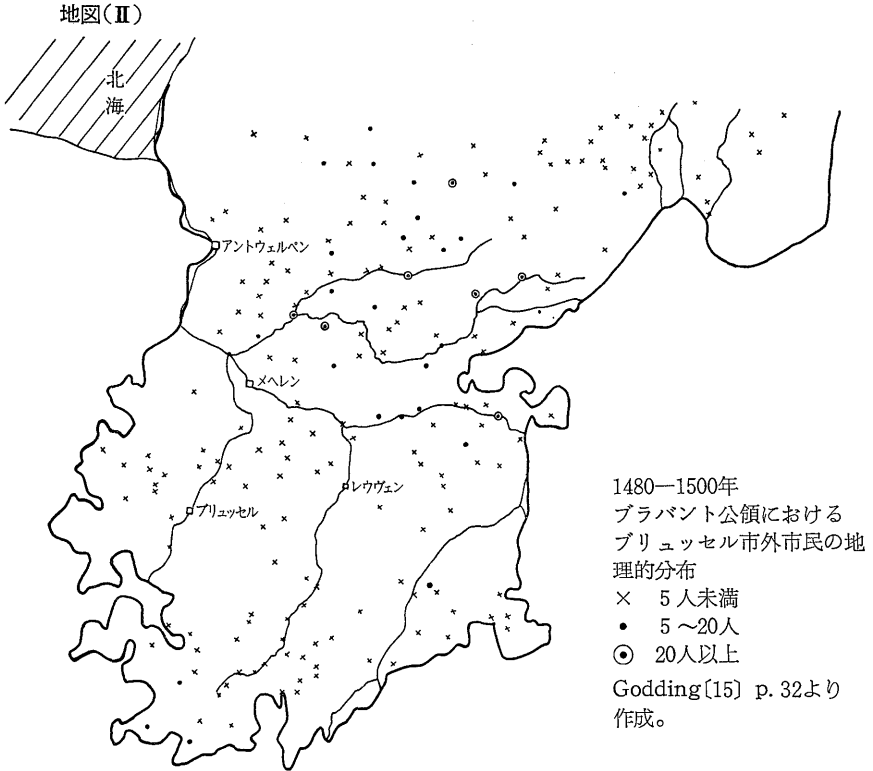
次に第2の型に入るものとして、まずエノー4都市が挙げられる。それらの市外市民はエノーのみならず、フランドルにまで散在していた⁽²⁾。またブラバントでは、ケンペン地域を中心にして、アントウェルペン市外市民は全ブラバントに拡散し、またレウヴェン市外市民も北ネーデルラント、エノーをも含み、ブラバント全域に見られる⁽³⁾。そして、ブリュッセル市外市民

地図(I) コルトレイク大管区における1689年(上段)と1730年(下段)の小管区毎のコルトレイク市外市民数
Verbeemen[35] p.99 及び Decroix[10] p.425 より作成。



の15世紀末の領邦全域への拡散も、地図(Ⅲ)に示されるように顕著である。

フランドルでは、ヘント及びブリュッヘの市外市民が、コルトレイクとは対



照的にフランドル全域に分布していた。まずヘント市外市民は、若干ではあるがエノー、ブラバント、ゼーラントにも存在している⁽⁴⁾。だがブリュッヘに至ると、その拡散性がより顕著となる。図表(X)で明らかのようにブリュッヘ市内市民は、市外市民権を得て、遠く南米にまで赴いているのである。

以上のような市外市民の2つの異なった地理的分布は、市外市民権取得の2つの形態と密接に関連しているように思われる。即ち、一方が、元来市民権を持たなかった農村在住者による取得であり、他方が、市内市民による市外市民権取得である。アントウェルペン市外市民制の動向が、このことを明瞭に示している。J. フルバーメンによれば、アントウェルペン市外市民制の最盛期だった15世紀には、農村在住者の市民権獲得が圧倒的であったが、17世紀以降の再上昇期には逆に、市内市民の市外市民化が支配的となったことが分かる、という。な

図表(IX) 16—18世紀ブリュッヘ市外市民の居住地

地 域	人 数	地 域	人 数
西フランドル	2,516	イ タ リ ア	7
ブラバント (含アントウェルペン)	450	ポルトガル	9
北ネーデルラント (含北ブラバント)	365	オーストリア	4
東フランドル	324	ナ ミ ュ ー ル	3
フ ラ ン ス	292	ノ ル ウ ェ ー	3
仏領フランドル	96	チェコスロヴァキア	3
ド イ ツ	64	リンブルク	2
イ ギ リ ス (含スコットランド)	63	ルクセンブルク	1
ス ペ イ ン	41	スウェーデン	1
エ ノ ー	34	ア メ リ カ	1
ポ ー ラ ン ド	11	ペ ル ー	1

Schouteet[26] pp. 191-213 より作成。

ぜなら、1434—43年の市民簿には、氏名に続いて市内・市外市民を明白に示す intraneus, extraneus の文字が記されているが、ほとんどの場合、intraneus の後には更に当該人物の職業名が、extraneus の後には近隣農村の地名が付記されており、従って、16世紀以前には地名記載の市民と市外市民とは、ほぼ一致すると考えられるからである⁽⁶⁾。ところが、16世紀中葉以降には、逆に市内市民による市外市民権取得が増加し、更に1582年の都市慣習法においては、もはやこの形態の市民権取得に関する記述しか見ることができない。つまり、16世紀以前に優勢だった取得形態は、ほぼ消滅したように思われるのである⁽⁶⁾。

以上のことは、ブリュッヘについても妥当する。農村居住者による取得形態が不明であるが、A. スハウテートによれば、市外市民制とは、一面では市内市民が一定の目的（主として商業）のために、市外に在住せねばならなかったことに由来する制度であり⁽⁷⁾、それ故にこそ、ブリュッヘ市外市民のあれ程の拡散が説明されるのである。無論アントウェルペンとブリュッヘに見られるような2つの取得形態が、そのまま拡散的市外市民を持つ総ての都市で行なわれていたとは断定できない。この点は、各都市における市外市民制の精密な検討

とそれらの比較とによって、初めて可能となるであろう。

最後に、市外市民権を取得する社会層に若干触れておきたい。A. スハウテートは、市外市民となったのは富裕階層であると断定し、具体的な身分・職種として、君主の役人、他都市の役職者、商人、そして上層手工業者等を挙げている⁽⁸⁾。しかしスハウテートの議論は、ブリュッヘでの市内市民の市外市民化の場合しか考慮していない。全体としては、市外市民権取得者の中では、やはり農村在住者の方がずっと多かったと考えられる。その場合、市外市民権の取得と維持に要する経費⁽⁹⁾を考慮するならば、市外市民となるのは一般に富裕層であったと言うことはできよう。

しかしながら、実証的な研究の中では、農村において市民権を取得した層に、それ程裕福でない者も含まれていることが指摘されている。かつて L. ヴェリーストは、14世紀アト市外市民の職業が極めて多様であったこと、しかもこの市民権が単に富裕層からのみではなく、《pauvres gens》(貧しき人々)と呼ばれる者によっても取得されていた事実を挙げた⁽¹⁰⁾。最近では、L. ドクロワがコルトレイク市外市民の主たる居住地のひとつであるメウレベークを取り上げ、市民権取得と貧富とは必ずしも一致しておらず、従ってそこに見られる市外市民のうちには、かなり多様な階層が含まれていることを示している⁽¹¹⁾。このように、農村出身の市外市民は、領主のみでなく、農民のかなり広汎な層から成っていたことが確実だと考えられる。ともかくこうした事実を考慮することなしには、コルトレイクを始めとする幾つかの都市での市外市民の膨大な数を説明できないであろう。

注

- (1) Verbeemen[35] pp. 96-7.
- (2) Bruwier[4] p. 905.
- (3) アントウェルペンに関しては、Verbeemen[35] p. 204; Id. [36] pp. 49-50, レウヴェンに関しては、Id.[35] p. 203 及び Van Uytven[30] p. 57 参照。
- (4) Verbeemen[35] p. 86.
- (5) Id.[36] pp. 46-7. また Godding[15] pp. 28-9 においてもこの原則が適用されている。
- (6) Verbeemen[36] p. 54. この衰退の主たる原因は、市外市民に対して、不動産相続

税の免除特権が欠如していたからである。Id.[35] p. 204. なお市外市民の特権については、次節参照。

(7) Schouteet[26] p. VII.

(8) Id.[26] pp. XIX-XX. またルーゼラールについて同様な指摘は、De Bruyne[9] pp. 58-9 を見よ。

(9) 詳しくは次節参照。

(10) Verriest[38] pp. 222-3. ヴェリーストによれば、1360年代のアトにおいて、女性の市外市民は総数の13%を占め、そのほとんどは未亡人であった。

(11) Decroix[10] p. 438.

IV 市外市民の義務と特権

市外市民権取得の動機の1つには、市民としての名誉を得る、という心理的側面があったことは否定できない⁽¹⁾。しかし、南ネーデルラントにおける市外市民制発展の様相からは、むしろ市外市民に与えられる具体的な特権の享受という動機が、規定的であったと考えられる。無論、他方で市外市民には種々な義務も付随していた。以下では、市外市民に伴なう様々な義務及び特権が問題となる。

(1) 義務 市外市民に対する義務で、まず第1に挙げられるのが、所属都市の防備義務あるいは軍役負担である。例えばコルトレイクでは、《火急の際には、都市不在の総ての市民は、市壁内に戻るべく義務づけられ》⁽²⁾ ており、同じ義務がブリュッセルやアトにおいても明確に規定されている⁽³⁾。こうした規定は、都市軍事力強化の有力な楨杆となったが⁽⁴⁾、その顕著な例はヘントのそれであろう。第II節で述べたように、ヘント市外市民制は都市軍事力の大きな支柱となっていたのである。だが、この義務が、諸都市において実際に履行されていたかどうかは、疑問である。ヴェリーストによれば、アトでは罰金(28~120スの間で多様)を払ってでも、これを免れようとする例や、多数の市外市民の居住する地区から、唯1人の代表を名目的に派遣する例などが見られるという⁽⁵⁾。

第2は、一定期間の市内居住義務である。これについては、40日間(あるい

は6週間)の市内居住を年3回行なうべし、との規定が一般的であった⁽⁶⁾。E. ウイによれば、コルトレイクでのこの義務は、3大祭——復活祭、聖霊降臨祭、クリスマス——の期間中市民は市内で生活すべし、との古い慣習に由来しているという⁽⁷⁾。しかしながら、こうした居住規定はごく初期に順守されたに過ぎなかった。なぜなら、都市から遠隔地に居住する市外市民にとって、それが困難だったのは当然としても、近隣農民にとっても、農繁期が市内在住期間から外されているのが通例であるとはいえ、その農業経営に大きな障害となったからである。更に、場合によっては市内市民数をはるかに上回る程の市外市民の増加は、都市の空間的規模の面からもこの規定の順守を不能にしたであろう。こうしてコルトレイクでは、14世紀末までに市内居住義務は有名無実と化し、市外市民が一定額を当局に支払うという規定とひきかえに、この義務は1398年に完全に廃止されるに至った⁽⁸⁾。こうした動向はブリュッセルにおいても同様で、次第に市内居住義務が履行されなくなったため、ブリュッセル当局は、これを毎年フィレンツェ貨2フロリンの貨幣納としたのである。しかもその滞納に苦慮した当局は更に1448年には、滞納分の支払いを過去3年分に限る、という法令まで発布している⁽⁹⁾。

第3に、市内での住居設定義務が挙げられる⁽¹⁰⁾。これは、前記居住義務が事実上消滅した後設けられた規定と考えられ、フランドルでは総ての都市に見られるが⁽¹¹⁾、エノー、ブラバントにおいては詳細は不明である⁽¹²⁾。フランドルでは、こうした住居は主として、市内市民から市外市民へ提供された家屋という形態をとっていた。この借家は *domicilium* あるいは *pandhuis* と呼ばれ、必要な場合に市外市民を召喚する場としての意味を持っていた。*pandhuis* の提供者の多くは、市外市民の友人たる市内市民であったため、市外市民はそれによって、都市における社会的信用の基盤を維持することができた。そして市外市民権取得の際、その友人の名や *pandhuis* の所在地等が、一件書類に記録されているのである⁽¹³⁾。

最後に、所属都市及び領邦君主への年税支払義務が指摘できる。フランドルでは総ての都市で年税形態が採られ、エノー、ブラバントでも各都市で市外市民に対する年税が徴収されていた⁽¹⁴⁾。図表(X)から分かるように、この税額は都

図表(X) 市外市民の年税額

都 市	年 税
バヴェ	1 スー(15世紀)
ル・ケノワ	10スー(14世紀)
ブシャン	10スー(14世紀)
ア ト	5 スー(13世紀), 14スー(14世紀後半)
アントウエルペン	4 シリング(15世紀前半)
ブリュッセル	2 フロリン ÷ 8 スー(1377年以降) (フィレンツェ貨)
ブリュッヘ	6 ドニエ(16世紀)
ルーゼラール	8 シリング(18世紀)

市ごとに多様であり、またアトのように13世紀から14世紀にかけて増額された例も見られる⁽¹⁵⁾。ブリュッヘでは、6ドニエの支払が、市外市民権取得の際に保証人(多くは pandhuis 提供者)を立てることで確実にされている⁽¹⁶⁾。しかし、このような保証制度が定められていない場合、年税徴収は事実上極めて困難であったことは十分に想像される。このことは、アトで3年までは年税の滞納を認めることが、予め規定されていたことが示している⁽¹⁷⁾。ブリュヴィエは、年税滞納の原因の1つが、市外市民自らが都市に持参するという納税方法にあったとしている⁽¹⁸⁾。

エノー4都市では更に、市外市民となる際に市民権取得税が課されている。その額は、バヴェ2スー、ブシャン及びル・ケノワが各々10スーで、アトでは初め5スーであったが、15世紀中葉に7スー6ドニエとなっている⁽¹⁹⁾。エノーでは、この取得税と年税の一部は伯の収入となっており、14—5世紀には、財政悪化に悩むエノー伯の貴重な財源の1つであった⁽²⁰⁾。

(2) 特権 市外市民が享受した特権は、2つに大別し得る。まず第1は、法的特権である。これは、市外市民が居住地の裁判権ではなく、所属都市の裁判権下に入ることを意味していた⁽²¹⁾。例えばアト市民は、ⅰ) 紛争の際にアト当局に裁判を申請すること、ⅱ) 当局を通して危害を加えた者を訴追すること、ⅲ) 居住地の領主による投獄に対し、当局を通じての釈放要請をすること、が

可能であり、更に IV) アトにおいて自らが投獄された場合でも、それに要する費用は免除される、との特権を有していた⁽²²⁾。

コルトレイクにおいても、ウェルヴィク領主ギョームに捕えられた市外市民の釈放を、都市当局がフランドル評議会への提訴によって勝ち得ている例⁽²³⁾からも分かるように、都市による市外市民の法的特権の維持及びそれを通じての市民保護は、大きな意義をもっていたといえよう。

第 2 に、法的特権に支えられたものとしての経済的特権が挙げられる。市外市民に対して、一方では領邦君主による関税や市場税の免除特権が与えられていた。例えばフィリップ II は、1562年にアンギャン市外市民に対し、《……市外市民は、幾つかの重要な賦課から免除すること、殊にその者が自らの品物を携えて市場に来るとも、いかなる売買税 *tonlieu* を支払う必要なく……》⁽²⁴⁾ との特権を授けている。こうした流通税 *winage* 免除⁽²⁵⁾ は、商人のみならず遍歴手工業者などにとっても、極めて重要な意味をもっていた⁽²⁶⁾。

他方、*mainmorte* や *issue* など相続に係わる諸税に対しても免除特権が与えられていた⁽²⁷⁾。中でも *meilleure catel* あるいは *beste hoofd* と呼ばれ、最良の動産を納付する形での相続税が免除されることが、市外市民権取得の大きな動機となっていた⁽²⁸⁾。このことは、1665—6 年には1,580人ものコルトレイク市外市民を擁したメーネン小管区が、フランドルの対フランス戦後、フランス領となって *beste hoofd* 免税特権を失なったため、1688—9 年にはわずか184人の市外市民しか持たなくなったという事実⁽²⁹⁾ からも明らかであろう。

さて、経済的特権の持つ以上のような2つの内容は、前節で示したような市外市民権取得の2形態と密接な関連を持っていた。即ち、市場税・関税等の免除特権は、市内市民（商人・手工業者）にこの市民権取得による大きな利益を与え、相続税免除特権は、農村居住者（多くは農民）の市外市民権取得に有利に作用したのである。

注

(1) Huys[21] p. 5.

(2) Ibid.

(3) ブリュッセルについては、Godding[15] p. 7, アトについては、Verriest[38]

- p. 219 を参照。
- (4) Verbeemen[35] p. 85.
 - (5) Verriest[38] pp. 219-21.
 - (6) Verbeemen[35] p. 84, n.(4).
 - (7) Huys[21] pp. 4-5. だがこのことが総ての都市に妥当するか否かは定かではない。
 - (8) この有償化は、財政難解消のため、罰金徴収目的に居住義務の強制を図った当局とそれに反対する市外市民との折衝の妥協案であった。Huys[21] pp. 6-11.
 - (9) Godding[15] pp. 10-1.
 - (10) De Bruyne[9] p. 36 参照。
 - (11) Verbeemen[35] p. 84, n.(4).
 - (12) Bruwier[4] pp. 910-1 によれば、バヴェの市外市民は、市内に3年間家屋を所有する義務を負っていた。
 - (13) Schouteet[26] pp. XV-VII を参照。
 - (14) Verbeemen[35] p. 84. ただ先述したように、ブリュッセルの年税は居住義務が貨幣納化されたものである。
 - (15) Verriest[38] p. 217 によれば、その父親の市民権の有無、未婚男性、未亡人など、社会的身分によっても年税額は異なっていた。
 - (16) Schouteet[26] pp. XVI-VII.
 - (17) Verriest[38] p. 217. また先のブリュッセルでの1448年の法令を想起せよ。
 - (18) Bruwier[4] p. 904. だが各都市の年税徴収方法は不明である。
 - (19) Id.[4] p. 911; Verriest[38] p. 217.
 - (20) Bruwier[4] pp. 914-5.
 - (21) Verbeemen[35] p. 83.
 - (22) Verriest[38] pp. 211-2.
 - (23) Huys[21] pp. 17-8.
 - (24) Archives générales du Royaume, manuscrits divers 4073. Détails historiques relatifs à l'histoire d'Enghien (16f°).
 - (25) Verriest[38] pp. 213-4.
 - (26) Bruwier[4] p. 909; Verbeemen[35] p. 84; Verbesselt[37] p. 350.
 - (27) issue とは、市民権を持たない者に対して様々な場合に都市より課される税の総称であるが、とりわけ都市内の財産を相続しようとする際の issue 負担は大きかった。Nicholas[22] p. 223. 例えば、アウデナールドとコルトレイクの issue は10%の課税率であった。Castelain[6] pp. 160-1; Pauwelijn[23] pp. 161-2. またブシャンでは、夫の死後 maimorte 課税を免れるために市外市民となる未亡人の例も見られる。Bruwier[4] p. 910.
 - (28) Castelain[6] p. 165.
 - (29) Verbeemen[35] p. 95. またこの特権の重要さは、beste hoofd 課税をめぐる、領

主と市外市民との多くの衝突からも明らかである。次節参照。

V 市外市民制をめぐる対立

市外市民は、大きな法的・経済的特権を享受したが、道路・掘割等の維持、農耕・牧畜に関する規定の順守、裁判集会への出席など、その居住地の慣行に服する義務、及び領邦君主の課す *aides* 税など一定の賦課税を負担する義務から免れていた訳ではなかった⁽¹⁾。しかしながら、市外市民制の発展過程において、それが都市権拡大の有力な槓杆として用いられるようになると⁽²⁾、農村の領主に対して深刻な影響を与え⁽³⁾、市外市民制に伴う通常の特権のみが主張される場合でさえ、幾つかの紛争が生じている。例えば、1404年にインヘルムンスター村で死んだアウデナールド市外市民の財産に対して、領主役人が *beste hoofd* を徴収したが、その後相続人が都市当局を通じて免税特権を主張し、この税の返還に成功している⁽⁴⁾。

またコルトレイクも1522年及び1529年に、それぞれフランドル評議会とメヘレン評議会による市外市民特権の確認を受け、その市外市民に対して裁判権を主張するハルレバーク教会領主の要求を退けている⁽⁵⁾。また1726年においても、コルトレイク当局は、その市外市民へ *beste hoofd* 課税を行なっていたメウレバーク領主との訴訟に勝ち、以後領主は非市民に対する課税のみに甘んじたのであった⁽⁶⁾。

市外市民による領主権の侵害は、その特権乱用の増加によって更に激化した。免税など経済的特権の乱用は、この特権の支柱となる法的特権の乱用と多くの場合結びついており、特権乱用に関して明らかなのは、事実上後者に関わるものに限られている。法的特権の乱用に関して、まずブリュッセルについては次のような例が挙げられる。即ち、市民でなかった者が、自らの関与する裁判をブリュッセルで行なう目的のみで市外市民となる、また市民権取得以前に在地法廷で結審した訴訟を、市外市民となった後ブリュッセルに再び提訴する、更には市外市民が在地法廷で不利な状況となるか、敗訴した場合にも、突如ブリュッセルへの裁判継続を主張する、そして、本来市外市民が負わねばな

らない居住地の諸義務——従ってそれに係る訴訟は本来在地法廷で行なわれる——に関する裁判さえもブリュッセルで行なうよう求める⁽⁷⁾、等である。また強力な都市権を背景として、ブリュッセル当局が、その市外市民を逮捕したナッサウ伯に対し1442年に釈放要求を行ない、これを勝ち得ている例からも分かるように、領邦を越えた市外市民特権の主張も行なわれていた⁽⁸⁾。

またアトでも、ブリュッセルと同様な乱用に加え、市外市民同士の裁判は、本来被告の所属都市において行なわれねばならなかったにもかかわらず、原告側が、自らの所属都市での裁判を要求する、あるいは、法廷において市外市民たる具体的な証拠を挙げず、宣誓のみでその資格の確認を要求する、などの乱用例も見出されるのである⁽⁹⁾。

このように、市外市民特権とその乱用によってその支配権を蝕まれ始めた領主層は、次の2つの方法による対応を余儀なくされている。まず第1は、領邦君主への市外市民制廃止の請願であり、それはエノーにおいて最も顕著に見られる。既に述べたように、14—5世紀を通じてのエノー伯による市外市民制禁止令の公布は、前記のような特権乱用によって被害を受けた諸領主からの廃止要求に基くものであった⁽¹⁰⁾。ブラバントにおいても、前述のようにブリュッセル当局が、市外市民について領邦を越える程の裁判権を主張し、その乱用が問題となったため、1446年フィリップ善公はブリュッセルに対し市外市民制の正常化を命令し、以降同制度を自らの監視下に置くに至っている⁽¹¹⁾。

またフランドルでは、複数都市の市外市民となること⁽¹²⁾による乱用の増加に端を発し、1402年フィリップ豪胆公は、次のような二重市民権取得の禁止令を發布し、二重市民はいずれか1つの市民権を放棄することを命令している。《……余は以下のことを命ず。1. 今後如何なる者も、コルトレイク大管区において、ひとつ以上の都市の市民権を享受することを得ず。2. ある都市の市民権を有し、かつ他都市の市民権を得ようと欲する者は総て、最初の〔都市の〕市民権を失う……こと》⁽¹³⁾。また1540年ヘント市外市民制の皇帝による廃止に明瞭に見られるように、領邦君主から直接に強い抑圧を受ける場合もあった。

しかし、このような介入は決定的ではなかった。事実、ヘントを除きほとん

どの南ネーデルラント都市では、その後も市外市民制が維持され、あるいは発展さえ見せているからである⁽¹⁴⁾。そこで農村の領主層がとった第2の手段は、自らが市外市民権を取得し、それによって都市との対立の緩和を図るという方策であった。実際、市外市民の中に農村在住の領主が見られる場合が少なくない⁽¹⁵⁾。しかしながら、ブリュッセルの例に典型的に見られるように、領主(貴族)層は、市外市民権取得に、都市との対立解消という目的のみならず、より積極的な意義を見出していた。それは一方で、領主間の対抗関係において優位を保つべく、都市の権威を背景にしようという政治的意図であり、他方では都市の裁判権に服属することによって、領邦君主のそれから免れようとする法的意図であった。こうした目的を持つ領主層の市外市民化は、確かに軍事的側面からも、都市にとって歓迎すべきものではあったろう。しかし同時に不利な面も存在した。それは、こうした目的によって市外市民権を取得した領主は、都市の力を一定の目的に利用した後は、市外市民としての義務を無視することになりがちであり、結局はこの制度が領主によって悪用されることになったからである⁽¹⁶⁾。従って、領主による市外市民権の取得も、都市との対立の真の解消とはなり得なかった。

注

- (1) Castelain[6] pp. 145-6; Godding[15] pp. 6-7; Verbesselt[37] pp. 349-50. 例えば1417年のアントウェルペン市外市民に関する規定の第3条に、《市外市民は、公の *bede* 税を免れ得ず》とされている。Verbeemen[36] p. 62.
- (2) 第II節参照。
- (3) Nicholas[22] pp. 241-3.
- (4) Castelain[6] p. 165.
- (5) Huys[21] p. 27.
- (6) Decroix[10] pp. 438-9.
- (7) Godding[15] pp. 12-3.
- (8) Id.[17] p. 130.
- (9) Verriest[38] pp. 227-9.
- (10) Id.[38] pp. 226-30; Bruwier[4] pp. 906-7.
- (11) こうした介入は、レウヴェン、アントウェルペンをも含んで再び1460-1年に行なわれている。Godding[15] pp. 17-9; Id., [17] p. 131.
- (12) 本来二重に市民となることは禁じられてはいなかった。Castelain[6] pp. 170-3

は、同時にコルトレイクとアウデナールドの市外市民として認められた事例を幾つか確認している。

(13) Diegerick〔12〕 p. 9.

(14) 第Ⅱ節参照。

(15) Bruwier〔4〕 p. 909 は、エノーでは貴族層による市外市民権取得は稀であるとしているが、Nicholas〔22〕 p. 240 はフランドルでのその数の多さを強調している。

(16) こうした悪用に関しては、ブリュッセルは有力領主に対してさえ、強い態度で臨んでいる。Godding〔15〕 pp. 42-4 参照。

おわりに

南ネーデルラント主要3地域における市外市民制は、極めて多様な姿を呈すが、次のような共通の特質も備えていた。まず第1に強調されねばならないのが、市外市民制を梃子とした、都市による積極的な支配権拡張策である。既に述べたように、市外市民の多くは農民であり、彼らによる市民権取得は、その法的地位の上昇を意味する⁽¹⁾と同時に都市権力の市壁外への拡大という意義を担っていたのである⁽²⁾。

第2は、こうした都市側の動きに対する領主層による反動である。都市にとって市外市民制の意義が上記のようなものならば、市外市民の特権は、乱用を伴いつつ増大する傾向を持つのは当然であり、そのことはまた、必然的に領主層との利害対立を生じさせていった。しかしながら、領主層による様々な抑圧策にもかかわらず、決定的な衰退を免れ、若干の例外を除き、ほとんどの都市の市外市民制は、近世に至るまで存続しているのである⁽³⁾。

第3に、こうした存続の背景となった領邦君主の政策が挙げられる。南ネーデルラントでは、市外市民制と領邦君主の支配政策とは密接に結合されていた。このことは、領邦一円化支配を都市を拠点とすることによって、従ってまた、伯の市外市民制をも通じて完成させようとしたエノーにおいて、最も顕著であった。しかし同様な施策は、フランドル及びブラバントにおいても採られていたことが指摘できるのである⁽⁴⁾。また政治的側面からだけでなく、経済的側面——即ち、市外市民に対する諸税の一部は、領邦君主の収入ともなった

こと——からも、市外市民制と領邦君主との緊密な結合を説明することが可能であろう⁽⁵⁾。

以上3点から、最後に次のように結論づけられる。即ち、南ネーデルラント市外市民制は、封建領主層との単なる対立物としてではなく、都市・領邦君主・領主との3つの力関係の接点において存立した都市制度として捉えねばならない、ということである。たとえ市外市民制が本質的には農村領主に対立する存在だったにせよ、その長期の動向は、これら3つの極の相対的な勢力関係において理解されねばならないのである。この点で、対立関係を強調する見解(瀬原[42])においてであれ、相互依存関係を強調する見解(Domsta[13])においてであれ、都市と領主との2つの極の接点で捉えられているドイツ市外市民制とは対照的であろう。市外市民制のこうした政治的特質はまた、中世以来の南ネーデルラントの経済的発達——従って都市的発展——に大きく依拠していたといえる。このことは同時に、前述のドイツ市外市民制との相違が、経済的下部構造の比較⁽⁶⁾によって明らかにされる可能性のあることをも示している。

いずれにせよ、本稿においてなされたような市外市民制の特質の解明が、更にドイツなど他国のそれとの比較・検討へと連なることによって、封建社会における都市の位置づけ——都市・農村関係——の問題への接近に、新しい手掛りを与えるに違いないことを強調して終わることとしたい。

注

(1) Huys[21] p. 34; Nicholas[22] p. 241.

(2) 特にブラバントでは、ブルゴーニュ公支配以前のブリュッセル、レウヴェン、アントウェルペン、メヘレンの大都市による支配権の拡張が強調されている。Godding [16] pp. 117-9; Id. [17] pp. 128-30; Van Uytven[30] pp. 59-63.

(3) 第II節参照。

(4) 例えばフランドルでは、1539年の内乱に加わったにもかかわらず、市外市民制の復活を皇帝より認められたコルトレイクの例が、またブラバントでは、12世紀末以降農村領主を駆逐しつつ支配を拡大していった公が、支配拠点としての確保のためにカベレに特許状を与え、その後その周辺にカベレの市外市民が見られる例 Verbeemst [37] pp. 350-2, などが挙げられる。

(5) Bruwier[4] pp. 914-5; Verbeemen[35] p. 217 参照。

- (6) 瀬原[42]では、商人・手工業者による市外市民権の取得について触れられていないが、田北[44] pp. 139-40 では郊外市における活発な商・工業活動が指摘されている。

Bibliography

- [1] Bergen, P., Het burgerrecht in stad en land onder het Ancien Régime; het verwerven van het burgerrecht te Tienen, in *Standen en landen*, 2, 1951, pp. 1-65.
- [2] Blockmans, W. P. & J. Van Herwaarden, De Nederlanden van 1493 tot 1555; binnenlandse en buitenlandse politiek, in *Algemene geschiedenis der Nederlanden*, vol. 5, Haarlem, 1980, pp. 443-91.
- [3] Bonenfant, P., Un dénombrement brabançon inédit du XIV^e siècle; gens de ménie et bourgeois forains dans l'ammunie de Bruxelles, in *Bulletin de la commission royale d'histoire*, 125, 1959, pp. 295-345.
- [4] Bruwier, M., La bourgeoisie foraine en Hainaut au moyen âge, in *Revue belge de philologie et d'histoire*, 33, 1955, pp. 900-20.
- [5] Buyse, P., Des bourgeois forains dans la seigneurie d'Enghien, in *Annales du cercle archéologique d'Enghien*, 1954, pp. 211-6.
- [6] Castelain, R., De Oudenaardse poortერი (tot de 16e eeuw); statuten en toepassingen in stad en kasselrij, in *Jaarboek van de geschiede- en heemkundige kring "De Gavenbeke"*, 1975, pp. 137-75.
- [7] Cornelis, M., Buitenpoortersboeken van Geraadsbergen, in *Het land van Aalst*, 21, 4-5, 1969, pp. 121-362, 23, 4-5, 1971, pp. 129-240.
- [8] Craeybeckx, J., Maria van Hongarije landvoogdes. De oorlogen tegen Frankrijk, 1531-1555, in *Algemene geschiedenis der Nederlanden*, vol. 4, Utrecht, 1952, pp. 97-122.
- [9] De Bruyne, M., *De Roeselaarse poortერი. Bijdragen tot de geschiedenis van Roeselaren en ommeland*, Bruxelles, 1964.
- [10] Decroix, L., Meulebeke; een testgebied voor de studie van de aantrekkingskracht van Kortrijkse buitenpoortერი, in *De Leiegouw*, 20, 3-4, 1978, pp. 409-45.
- [11] Devillers, L., *Cartulaires des comtes de Hainaut des l'avènement de Guillaume II à la mort de Jaque de Bavière (1337-46)*, Bruxelles, vol. 1, 1881.
- [12] Diegerick, I.L.A., *Inventaire analytique et chronologique des chartes et documents appartenant aux archives de la ville d'Ypre*, Brugge, vol. III, 1856.
- [13] Domsta, H. J., *Die Kölner Außenbürger; Untersuchungen zur Politik und Ver-*

- fassung der Stad Köln von der Mitte des 13. bis zur Mitte des 16. Jahrhunderts*, Bonn, 1973.
- [14] Fris, V., *Histoire de Gand*, Bruxelles, 1930.
- [15] Godding, P., La bourgeoisie foraine à Bruxelles, in *Cahier bruxellois*, 7, 1962, pp. 1-64.
- [16] Id., Le pouvoir urbain en Brabant au moyen âge, in *Wavre 1222-1972 (750e anniversaire des libertés communales)*, 1973, pp. 95-122.
- [17] Id., Impérialisme urbain ou auto-défense ; le cas de Bruxelles (12e-18e siècle), in *Bijdragen tot de geschiedenis*, 58e Jg., 1975, pp. 117-38.
- [18] Gorissen, P., Hasselts buitenpoorterschap in de 14e en 15e eeuw, in *Miscellanea J. Gessler*, 1948.
- [19] Hansay, A., Le droit de bourgeoisie accordé par la ville de Hasselt à des bourgades lossaines au cours des 14e et 15e siècles, in *Versamelde opstellen uitgegeven door geschied- en oudheidkundigen studiekkring te Hasselt*, 11, 1935.
- [20] Hofmans, F., *Histoire juridique et administrative de la bourgeoisie foraine de Lowain au moyen âge*, 1945, (Prix Charles Duvivier 1943-45).
- [21] Huys, E., Études sur la bourgeoisie foraine de Courtrai, in *Handelingen van de koninklijke geschied- en oudheidkundige kring van Kortrijk*, 17, 1938, pp. 3-35.
- [22] Nicholas, D., *Town and countryside ; social, economic and political tensions in 14th-Century Flanders*, Brugge, 1971.
- [23] Pauwelijn, C., De goeode burgerij van Kortrijk in de 15e eeuw (1433-1496), in *Studien betreffende de sociale structuren te Brugge, Kortrijk en Gent in de 14e en 15 eeuw*, Gent, 1971, pp. 157-213.
- [24] Prims, F., Binnenpoorters, buitenpoorters, in *Antwerpensia*, X, 1936, pp. 144-51.
- [25] Rouhart-Chabot, J. & E. Hélin, Comment on devenait bourgeois de la Cité de Liège ? in *Bulletin de l'institut archéologique liégeois*, 76, 1963, pp. 91-114.
- [26] Schouteet, A., Indices op de buitenpoorters van de stad Brugge, 1548-1788, in *Vlaamse vereniging voor familiekunde*, 1965.
- [27] Van der Linden, H., Oorkonde van Filips den Schone betreffende de privilegiën der Leuvensche buitenpoorters en de Leuvensche schepenbrieven (1501), in *Bulletin de la commission royale d'histoire*, 97, 1933, pp. 337-49.
- [28] Van Doornink, J.I., Hagepoorters, paalburgers, in *Bijdragen tot de geschiedenis van Overijssel*, VI, 1879.
- [29] Van Houtte, J.A., *De geschiedenis van Brugge*, 1980, Bussum.
- [30] Van Uytven, R., Imperialisme of zelfverdediging: De extra-stedelijke

- rechtsmacht van Leuven, in *Bijdragen tot de geschiedenis*, 58e Jg., 1975, pp. 7-72.
- [31] Id., Stad en ommeland van de 14e tot de 16e eeuw, in *Leuven "De beste stad van Brabant"*, vol. 1; *de geschiedenis van het stadgewest Leuven tot omstreeks 1600*, Leuven, 1980, pp. 113-238.
- [32] Verbeemen, J., De gekochte poorters te Mechelen, in *Handelingen van het 19e Vlaamse filologencongres*, Bruxelles, 1951, pp. 80-5.
- [33] Id., Westvlaamse poortersboeken, in *Handelingen van het 35e congres van het verbond der geschied- en oudheidkundige kringen van België*, Kortrijk, 3, 1953, pp. 225-46.
- [34] Id., De buitenpoorterij van Roeselare, in *Handelingen van het 35e congres van het verbond der geschied- en oudheidkundige kringen van België*, Kortrijk, 3, 1953, pp. 247-54.
- [35] Id., De buitenpoorterij in de Nederlanden, in *Bijdragen voor de geschiedenis der Nederlanden*, 12, 1957, pp. 81-99 & 191-217.
- [36] Id., Antwerpse buitenpoorterij, in *Bijdragen tot de geschiedenis van het oud hertogdom Brabant*, 41, 1958, pp. 43-64.
- [37] Verbesselt, J., Meiseniers en buitenpoorters in de ammanie Brussel rond 1356, in *Eigen schoon en de Brabander*, 65, 1982, pp. 343-72.
- [38] Verriest, L., La "Bourgeoisie foraine" à Ath, in *Annales du cercle archéologique d'Ath*, 26, 1940, pp. 207-302.
- [39] 平城照介：ヨーロッパにおける中世的支配と都市、『中世史講座・3』学生社，1982年。
- [40] 斎藤綱子：12・13世紀エノー地方における「メール職規定」と「アヴェエ職規定」、『史潮』15号，1984年。
- [41] 同：ヴァランシェンヌの「平和規約」（1114）—エノー地方の「都市的」自由に関する予備的考察——、『駿台史学』62号，1984年。
- [42] 瀬原義生：ドイツ中世都市における Pfabürger について、『立命館文学』第200号，1962年。
- [43] 田北廣道：中世後期ラインラントの小都市チュルピヒにおける年市とその市場機能について——14・15世紀判告録の分析を中心に——（上・下），『福岡大学商学論叢』第27巻4号，第28巻1号，1983年。
- [44] 同：13—16世紀ラインラント地域内商業と小都市研究——デュレンの場合——（上・下），『福岡大学商学論叢』第29巻1—2・3号，1984年。